エコフェスひたち2024出展要項(団体、学校等)

1 出展対象

環境に関する活動を行っていて、エコフェスひたちの目的及び以下の事項に賛同いただける団体、 学校等。(市内外を問いません。)

2 出展に関する留意事項

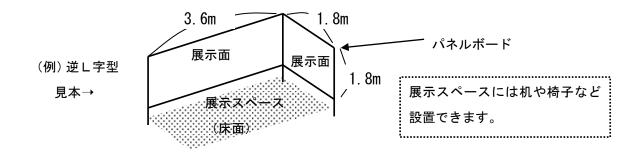
- (1) 出展する場合は、協賛金のご賛同をお願いします。協賛金は、イベント実施に必要な経費に充当いたします。(会場・備品使用料、景品等購入、グリーン電力証書購入等)
- (2) 出展の企画に当たっては、来場者が参加や体験を通して、楽しく学べるような内容をお願いします。(例、環境活動紹介、手作りコーナー、クイズ・ゲームなど)
- (3) 出展に当たっては、必ず従事者を配置し、来場者への説明にあたってください。
 - ア環境に配慮した製品やサービスなどの紹介はわかりやすく、積極的にPRをしてください。
 - イ 販売も可とします。販売については法律で定められた素材、成分などの表示の明記をお願い します。また、来場者の問い合わせには迅速に対応してください。
 - ウ <u>ブースでの展示等は、イベント終了時間(16時)まで行ってください。撤去作業を時間前</u>に開始しないでください。工作部材等が不足しブースを閉める必要がある場合は、その旨を明示し、展示物等はイベント終了時間(16時)まで掲示したままにしてください。
 - エ <u>来場者が出展内容を聞きやすくするため、ブースでの従事者は、名札やスタッフ証を付ける</u>か、ビブスを着用するなど、来場者との区別ができる工夫をしてください。
- (4) ごみの発生抑制、省資源など環境負荷の低減に努め、ごみの持ち帰りの徹底をお願いします。
- (5) 屋内(マーブルホール等)での火の使用は出来ません。(電熱器は可)
- (6) 新都市広場のステージにおいて、出展内容のPRやステージショー等を行う時間を設けます。 (例:環境○×クイズ、○○に関する研究発表、○○実験ショー)
 - ア 出演を希望される団体は、事務局までお申し出ください。
 - イ 時間は1団体につき15分以内でお願いします。
 - ウ 出演希望が多数の場合は、内容などを考慮し、事務局で出演者を決定します。

3 協賛金

- (1)エコフェスひたち2024は、出展団体の皆様の協賛金と日立市の補助金で運営しております。
- (2) 協賛金は<u>1口 3,000円とし、1口以上</u>の協賛をお願いします。また、1ブース追加毎に、 1口分増額させていただきます。<u>内容の充実等を図るため、より積極的な御協力(口数の増)を</u> お願いします。
- (3)協賛金については**、出展決定の通知到着後に払い込み**いただきますようお願いします。
- (4) 協賛金の払い込み方法につきましては、いずれかをお選びください。
 - ①口座振込 振込先は出展決定後、通知にてお知らせいたします。 ※振込手数料の御負担をお願いします。
 - ②現金払い 事前に事務局(市環境推進課)の窓口でお支払いください

4 出展スペース

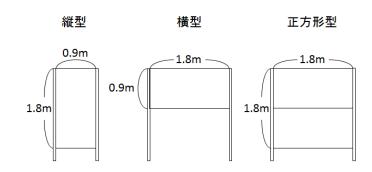
- (1) <u>屋内(マーブルホール及びマーブルホール会議室) か屋外テント(新都市広場)</u>での出展となります。
- (2) 屋内での出展はパネルボードで設営したブースとなり、標準タイプのブースの大きさは、 $3.6m(1 \ \overline{\cancel{0}}) \times 1.8m(1 \ \overline{\cancel{0}}) \times 1.8m(\overline{\textbf{a}})$ の L 字型または逆 L 字型 とします。 (マーブルホール 会議室等、会場の形によりブースの形が制限される場合は、事務局で別途決定します。)



- (3) 屋外での出展は、テントとパネルボードで設営したブースとなります。テント1 張を2 ブース とし、大きさは、5.4m(幅)×3.6m(奥行き)×2.1m(高さ)です。テント半分(1 ブース) (2.7m(幅)×3.6m(奥行き))の使用も可とします。
- (4) ブースの配置は、出展内容などを考慮し、事務局で決定後、お知らせいたします。
- (5) 屋外、屋内の両方への出展及び複数のブースの使用も可能です。
- (6) 下記については事務局で準備しますので、出展申込書で必要な数量を報告してください。それ 以外の必要な物品は出展者が用意してください。

机、椅子、展示物用フック、電源(総電力量300W前後まで)

- (7) 屋外での出展の場合は、必要なパネルボードの枚数と形を報告してください。
- (8) テントの転倒防止のための錘は、事務局側で準備します。



(9)<u>展示物等は展示スペース内に収め、通路等にはみ出さないようにしてください。</u>

5 まちのコインの活用について

- (1)全国で展開されているコミュニティ通貨アプリ「まちのコイン」が、4月16日に日立市でスタートしました。アプリをインストールし、ユーザー登録することで、地域活動などに参加するとポイント(日立市では"タッチ"と呼びます)を獲得でき、獲得したタッチを加盟スポットで利用することができます。詳しくは別紙の資料「始めよう!!まちのコイン」を御覧ください。
- (2) 今年度のエコフェスひたちにおいては、まちのコインを活用いたします。

例えば、「来場者が出展ブースでタッチを使うことで、出展者から特別な体験を受けられる」、 「出展者側で準備したアンケートに答えた来場者にタッチをあげる」などの活用です。

今回の出展申込の際に、まちのコインに賛同いただけるか否かについても御回答いただきます。また、賛同いただける場合は、<u>タッチをあげるときの来場者に依頼する内容やタッチをもら</u> <u>うときに来場者に提供する体験</u>などの具体内容についても記載いただきます。

(3) なお、タッチをもらう、もしくはあげる時は、来場者がスマートフォンを使ってQRコードを 読み取る方法で行います。QRコードの発行については事務局で行います。御不明点は事務局ま でお尋ねください。

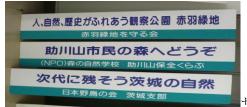
6 チラシ等の電子化について

- (1) 今年度からは、環境保全の観点で、できる限りペーパレスで実施いたします。このため、<u>チラ</u>シや会場レイアウトを掲載したパンフレットを紙面で配布することを控えさせていただきます。
- (2) これらはPDFデータで担当者様にメール等でお送りしますので、紙面で必要な場合は、お手数ですが、各自で印刷をお願いいたします。また、来場者にも、会場内に設置したQRコードからチラシやレイアウト図を読み取っていただく予定です。ただし、スマートフォンをお持ちでない方のために、紙での準備も行います。

7 看板

- (1) ブースには、団体名とテーマを記した看板を出展者が用意して掲示をお願いします。
- (2) 看板は各出展者で作成してください。なお、下記業者でも取り扱っていますので、希望する場合はご相談ください。

自由工房 日立市宮田町 3-3-18 TEL: 0294-22-0217 FAX: 050-8007-7097 mail jk-a.kuribo0707@net1.jway.ne.jp



▶サイズ 300×1500mm(スチレンボード製)

(3) イベント終了後は、各出展者で看板を持ち帰っていただきますようお願いします。

8 物品の搬入・搬出

出展者に対し、別途連絡いたします。

9 駐車場

希望する出展者に対し、当日のみ会場周辺の駐車場(1 台分)を用意します。(駐車場所は後日連絡いたします。会場から離れた場所になります。)

10 その他

- (1) 出展者に対し、会場説明会を開催いたします。(6月下旬開催予定) ※できる限りの御出席をお願いいたします。
- (2) 会場等の問合せについては、日立シビックセンターへ直接の連絡は御遠慮願います。
- (3) <u>開会式を7月20日(土)午前9時50分から、新都市広場特設ステージで行いますので、各</u> 団体から代表者数名の参加をお願いします。

11 締切・提出先

5月20日(月)までに「出展申込書(別紙2)」を事務局まで送付してください。

エコフェスひたち2024実行委員会事務局

日立市生活環境部環境推進課(担当:川邊)

〒317-8601 日立市助川町1-1-1

TEL 0294-22-3111 (内線298)

FAX 0294-21-5016

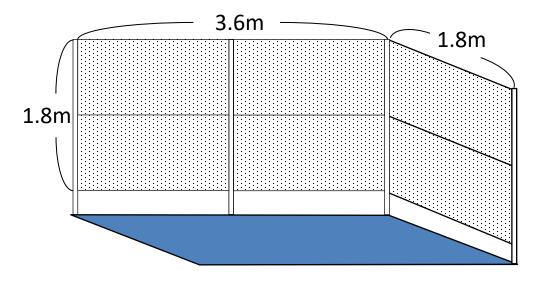
Eメール kankyo@city.hitachi.lg.jp

以上

参考 屋内及び屋外での出展ブースの形状

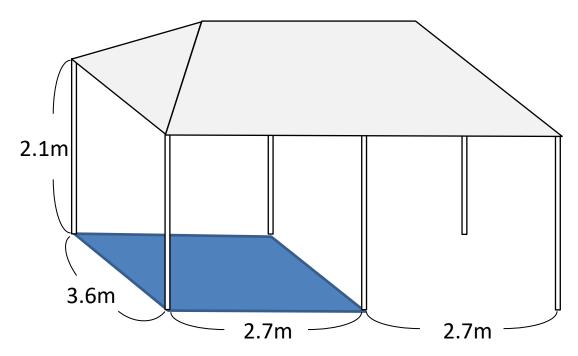
近年、参加団体の増加により、**屋内での出展が手狭**になっています。**屋外での出展もご検討** いただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、出展希望場所に偏りがある場合は、<u>事務</u> 局にて調整させていただきますので、あらかじめご了承ください。

屋内での出展(1ブース 6.48㎡)



屋内での出展は、L字型のブースを基本形としますが、 会場の形状等により、一部L字型ではないブースもあります。

屋外での出展(1ブース(テント半張り) 9.72㎡)



屋外での出展は、テント半張りを基本形としますが、 テント1張りやテント1.5張りといった出展も可能です。

会場内でのマイク等の使用について

昨年度実施した、参加団体向けアンケートにおいて、マイク等の使用に関するルールを決めてほしい との意見が、多数寄せられました。

そこで、下記の通りマイク等の使用に関するルールを策定し、運用したいと思います。

ただし、マーブルホール内で多数のマイク等を使用した知見がないため、会場の状況によっては、 次年度以降、ルールを変更する可能性があります。

1 使用目的は、展示物等の解説や説明用に限る。

客集めやイベント等での使用は認められません。

2 大型のマイクシステムや、拡声器の使用は認められません。

小型の個人用マイクのみ使用可能です。

【参考】

使用可能なマイクの例



使用できないマイクの例





使用可能かどうかの判断がつかない場合は、事務局まで御相談ください

3 会場の状況によっては、使用を控えていただく場合があります。

マイク等の使用の実績がないため、会場の状況によっては、ルールを守っていても、 使用を控えていただく場合があります。

4 マイク等については、出展者各自で判断し、準備をしてください。

マイク等が必要と考える場合は、出展者側で準備をしてください。 必要ではないと考える出展者は、用意する必要はありません。

来場者や他の出展者の皆さんへの影響を考えながら、適切にマイク等を使用して 頂きますよう、御協力をお願いいたします。